最終更新日：2018年7月9日

野村マイクロ・サイエンス株式会社

代表取締役社長兼最高執行責任者 八巻　由孝
問合せ先：総務部企画広報グループ

証券コード：6254

https://www.nomura-nms.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループの事業は、産業や暮らしの基盤となる半導体やフラットパネルディスプレイの製造に係るものであり、社会からの信頼を強く求められているものと認識しており、この信頼の維持強化が、当社の企業価値の基盤になると考えております。このため、株主利益重視の観点からの経営効率性の向上に努めるのみではなく、経営の健全性維持及び透明性向上を重要視し、具体的にはコンプライアンス遵守の徹底、堅牢な内部統制の構築・整備がコーポレート・ガバナンス上重要であると認識しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
北興化学工業株式会社	1,100,000	12.09
積水化学工業株式会社	600,000	6.59
日揮株式会社	600,000	6.59
BWT AKTIENGESELLSCHAFT	357,000	3.92
株式会社りそな銀行	300,000	3.30
野村殖産株式会社	300,000	3.30
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	273,700	3.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	245,700	2.70
千田豊作	240,000	2.64
野村マイクロ・サイエンス従業員持株会	239,230	2.63

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

自己株式を1,052,035株（10.36%）保有しており、上表の割合は自己株式を控除して計算しています。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、コーポレートガバナンスに重要な影響を与えうる上場子会社を有しておらず、特別な事情について該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂野英雄	他の会社の出身者											
市橋　仁	他の会社の出身者							△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂野英雄	○	○	公認会計士及び税理士の資格を有しております。当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係はありません。	公認会計士、税理士としての専門的立場から意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、監査実務経験に基づく意見の表明を行っていただき、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係はなく、上記の項目に該当していないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
市橋　仁	○		当社の主要株主である北興化学工業株式会社の元役員でありますが、当社との間に人的関係、資本関係及び有用な取引はありません。	上場会社において長年財務及び会計関連業務に携わっており、その知識・経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会が監査等委員会補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとしており、この場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保しております。なお、当社は「監査等委員会の職務補助ならびに報告体制に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を明記しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、内部監査室とともに三様監査連絡会を原則四半期に1回開催し、監査を充実させるための情報交換（それぞれの往査報告、監査方針、監査計画、監査の重点項目、留意すべき点の確認、往査日程の調整等）を行う等の綿密な連携により監査の有効性及び効率性を高めています。
なお、会計監査人の監査終了時には、関係部署を含めて監査報告会を開催しております。
また、監査等委員会、会計監査人と内部監査室の間では、上記以外にも適宜、情報交換及び意見交換を行う場を設けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

取締役坂野英雄氏は、取締役会において必要に応じて取締役に説明を求め意見を述べるほか、独立した客観的な視点からの提言等を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2011年6月15日及び7月14日の取締役会決議により第1回新株予約権を、2013年4月16日及び5月14日の取締役会決議により第2回新株予約権を発行しております。これは、当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役（社外取締役を除く。）及び従業員並びに子会社従業員が中長期的な業績向上と企業価値への貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入したものであります。

なお、第1回は付与対象者を当社従業員及び子会社従業員としており、従業員から取締役または監査役に就任した者が権利行使しております。
また、第2回は付与対象者を当社取締役及び従業員を対象としており、取締役及び従業員から取締役または監査役就任した者に付与した新株予約権は全て行使されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

(提出日現在の付与状況)
1. 第1回新株予約権
2011年6月15日及び7月14日の取締役会決議に基づく付与(残存)状況
当社従業員 24名 365個
従業員から取締役または監査役、子会社従業員から子会社取締役に就任した者が行使した新株予約権は以下のとおりであります。
6名 225個(うち子会社従業員から子会社取締役に就任した者 1名 25個)

2. 第2回新株予約権
2013年4月16日及び5月14日の取締役会決議に基づく付与(残存)状況
当社従業員 23名 320個
取締役及び従業員から取締役または監査役に就任した者が行使した新株予約権は以下のとおりであります。
8名 650個

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名への報酬は、定額報酬である基本報酬、賞与、退職慰労金によって構成されております。その支給水準は、計算基礎額として従業員の賃金モデルを参考とした取締役報酬内規による算定額をベースに、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の内容を参考にし、活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。ただし、非常勤取締役及び社外取締役への退職慰労金の支給はいたしません。
また、監査等委員である取締役への報酬は、定額報酬である基本報酬、賞与、退職慰労金によって構成されております。その支給水準は、計算基礎額として従業員の賃金モデルを参考とした取締役報酬内規による算定額をベースに、経済情勢、当社を取り巻く環境、各監査等委員である取締役の職務の内容を参考にし、活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。ただし、非常勤取締役及び社外取締役への退職慰労金の支給はいたしません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際し、社外取締役に対して必要に応じ付議議案に係る資料の事前配付または事前説明を行っております。また、監査等委員会におきましては常勤の監査等委員が監査等委員である社外取締役と当社内の各部署との窓口となり意見を交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状のコーポレートガバナンス体制の概要
当社は、2018年6月21日開催の第49回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行は、経営方針等の最重要事項に関する意思決定機関及び監督機関としての取締役会の職務の執行に対する監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るためであります。社外取締役2名を含む11名の取締役にて構成する取締役会は、取締役会において決定された経営方針等に基づく業務執行を独立した立場から監督することで、「業務執行の機動性及び柔軟性」と「適時適正な監督」を両立させることを可能としており、これを運営可能とする適切な人材を取締役として選任しております。なお、取締役会において決定された経営方針等に基づく業務の一元的な管理・運営と取締役の業務を監督することにより、当社グループ及び当社の経営基盤の一層の強化と充実を図るため、代表取締役の中から最高経営責任者(CEO)及び最高執行責任者(COO)各1名、取締役の中から最高財務責任者(CFO)1名を定めております。
なお、支配株主は存在しておりません。
これらの体制に基づき最善の意思決定を行うことにより、経営の適正性を確保しております。

(2) 経営上の意思決定等に関わる経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス
当社の経営管理組織の構成、意思決定方法及びプロセスは以下のとおりです。
a. 取締役会
取締役会は経営の最高意思決定機関として、1か月に1回以上開催され、当社では会社法第399条の13に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定することとしております。取締役会は、取締役(監査等委員を除く。)8名及び監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成されており、経営の基本方針を決定するとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務執行状況を監督しております。

b. 監査等委員会
監査等委員会は、内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役会、取締役(監査等委員を除く。)及び代表取締役の業務執行に関する適法性及び妥当性についての監査・監督並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則毎月1回開催しております。監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員1名を選定することで、現場レベルを理解した監査を行えるようにしております。常勤の監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、各部門及び子会社への往査、使用人との面談、稟議書やその他重要書類の閲覧などの監査を行っております。

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名、社外取締役の監査等委員2名の合計3名で構成されており、透明性・公正性が担保され会社経営に対し十分な監査機能が果たされるものとしております。各々が異なる専門分野を有する監査等委員により構成することで、様々な視点での監査が可能であると考え選任しており、監査等委員坂野英雄は、公認会計士及び税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員市橋　仁は、上場会社の経理部門の業務及び会社経営者として企業経営全般に携わっていた経歴を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、総務部内に事務局を設置し、欠席監査等委員への対応や事前の付議事項を共有し、迅速かつ適切な監査等委員会運営を行っております。なお、監査等委員会は策定した監査方針及び監査計画に基づき監査を行い、取締役会に報告しております。さらに、会計監査人、内部監査室との定期的な会議を開催するほか、緊密な連携により、監査の有効性及び効率性を高めております。

c. 経営会議

取締役社長、本部、部署を担当する取締役、取締役社長が出席を求めた者及び子会社代表者並びに常勤の監査等委員により構成され、原則毎月1回開催しております。取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図るとともに、取締役会決議事項に係る社内事前協議機関並びにグループ各社の報告・協議の場としての役割を果たしております。

d. 監査体制

当社の監査体制は、監査等委員会及び内部監査担当部署である内部監査室が、会計監査人と連携して監査を行う体制を構築しております。

(a)　監査等委員会

監査等委員会の監査の状況は前掲 (b. 監査等委員会) のとおりです。

(b)　内部監査

内部監査については社長直轄の内部監査室が担当し、内部監査室長1名のほか担当者1名を配置しており、年間計画に基づいて本社、営業拠点並びに子会社を含む全ての部署を対象に、業務全般にわたって実施する監査のほか、財務報告に係る内部統制の監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告を行うとともに、併せて監査等委員会にもその写しを提出しております。また、被監査部門に対しては、監査結果に基づく改善指示を行い、改善状況を遅滞なく報告させて確認を行っております。さらに、監査等委員会及び会計監査人と意見交換を行い、監査効率の向上を図っております。

(c)　会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、所属する公認会計士の大木智博、金子勝彦及び樹神祐也が会計監査業務を執行しております。当社は、同監査法人との間で会計監査に係る監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び監査に従事する業務執行社員と当社の間に特別の利害関係はありません。

なお、当社の2018年3月期の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他11名であります。

また、当社は同監査法人との間で、期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

e. 法律の専門家

当社は、リスク管理とコンプライアンス体制を確立するため弁護士と顧問契約を締結し、業務上発生する法律問題全般に関して適切な助言と指導を適宜得られる体制を確立しております。

f. 社外取締役との責任限定契約締結

当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うため社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定にする責任限定契約を締結できる旨を定款に定め、社外取締役2名と同契約を締結しております。なお、損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2018年6月21日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。移行後の取締役会は取締役8名 (監査等委員である取締役を除く。) 。監査等委員である取締役3名 (うち社外取締役2名) の体制であります。社外取締役2名は取締役会の監督機能の一層の強化並びに意思決定における客観性・透明性を高めるため当社にとって重要な位置付けであり、また、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、モニタリングの強化を図るためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の概ね3週間前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	従来から、いわゆる集中日よりも早い日程で定時株主総会を開催しております。 直近の3回は、2016年6月23日、2017年6月22日、2018年6月21日にそれぞれ開催しております。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図るため、招集通知の発送日に当社ウェブサイトに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・通期の決算情報に関して、それぞれ11月・5月に機関投資家・アナリスト向け決算説明会を開催しており、代表取締役会長兼最高経営責任者が中長期の展望、取締役副社長兼最高財務責任者が実績及び通期予想または次期計画等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期決算短信、有価証券報告書・四半期報告書及び決算概要、機関投資家・アナリスト向け決算説明会資料、株主総会招集通知並びに適時開示資料、その他IR情報を自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部企画広報グループ IR担当役員：取締役副社長兼最高財務責任者　横川　收	
その他	機関投資家・アナリストとのOne On Oneミーティング、電話取材への対応により事業内容及び業績等の説明を行っており、2016年度は6回、2017年度は32回行いました。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス基本規程」及び「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、野村マイクロ・サイエンスグループの企業理念に基づき遵守すべき基本事項を周知し、法令の遵守、人間の尊重、環境保護が適切に行われるように努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、環境への取り組みとして「環境方針」を定め、スローガンとして「『水の星・地球』を未来に伝えるために、環境にやさしい企業を目指す」ことを謳っており、「当社は事業活動において、限りある資源エネルギーの効率的な使用や継続的な改善に努め、豊かで安心できる地球環境に貢献する」という環境理念を定めております。 また、2006年には「エコアクション21」の認証・登録を行い、2008年にはISO14001の認証を取得いたしました。
その他	・女性の活躍に向けた取り組みについて 当社は、女性が出産・子育て等のライフステージの節目においても活躍できるよう、仕事と家庭・育児の両立に向けた職場環境の実現を目指した取り組みを従来より推進しております。 育児休業制度、時間短縮勤務等の育児支援制度を設け積極的に活用できる環境を作り、福利厚生制度の充実に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2018年6月21日開催の第49回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行に伴い同日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（コンプライアンス体制）
⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組むものとする。
⑵　コンプライアンス体制の基礎として、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」及び「コンプライアンス基本規程」並びに「コンプライアンス委員会規程」を定め、「コンプライアンス委員会規程」により社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。
⑶　取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
⑷　法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、その運用を行うこととする。
⑸　監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
⑹　反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持する。

（内部監査体制）
内部統制・牽制機能として、内部監査室を執行部門から独立した内部監査部門として設置する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る重要な情報については、「文書取扱管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3．損失の危険の監理に関する規定その他の体制
⑴　当社は、業務執行に係るリスクとして以下のa．からd．のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクの管理責任者についての体制を整えることとする。
a．信用リスク
取引先の財務状況の悪化等から、売掛債権等の資産の価値の減少ないしは消失することにより損失を被るリスク。
b．流動性リスク
財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や資金の確保により通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスク。
c．オペレーショナルリスク
取締役及び使用人が正確な事務を怠ること、もしくは事故・不正等を起こすこと、またはシステムが正常に機能しないことにより損失を被るリスク。
d．法務リスク
法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク。
⑵　リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を構築する。不測の事態や危機が発生した場合には、社長を責任者とする対策本部を設置し、情報連絡チームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
⑵　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎に加え、子会社を含めたグループ全体の主要な子会社代表者と情報を共有し、当社と子会社または子会社間の課題等を協議及び審議する場として、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応　じて適宜臨時に開催するものとする。
⑶　経営会議は、取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図るとともに、取締役会決議事項にかかる社内事前協議機関として、取役及び社長が出席を求めた者並びに子会社代表者により構成する。
⑷　取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
⑸　経営計画のマネジメントについては、本マネジメントのルールである「中期経営計画作成規程」により、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

5．会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴　当社グループにおいては、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」及び「コンプライアンス基本規程」を遵守することとする。
⑵　子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めるものとする。経営管理については「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行う。
⑶　取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査等委員会に報告するものとする。
⑷　子会社が、当社からの経営管理が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査等委員会に報告するものとする。
⑸　内部監査室は、当社及び子会社の業務の状況について、定期的に監査を行い、監査の結果は当社の代表取締役に報告する。
⑹　当社グループは、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、当社が定める「リスク管理規程」に準拠してリスク管理を行うものとし、子会社から当社への報告は、「関係会社管理規程」に基づき、網羅的・統括的に行うものとする。なお、経営会議においてはグループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議する。また、不測の事態や危機の発生時には、速やかに対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
⑺　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．当社は、当社取締役及び社長が出席を求めた者並びに子会社代表者により構成された定期的に開催する経営会議において子会社の業

務内容の報告を受け、重要案件については内容の事前協議を行い、子会社の取締役会にて審議を行うこと等により子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
b. 子会社は、当社に準拠した業務分掌、職務権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、体制を構築する。

⑻ 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制並びに報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
a. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
b. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
c. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
d. 当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に対して直接通報することができる旨を定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項
⑴ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会が監査等委員会補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。この場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保するものとする。
⑵ 監査等委員会補助者を置く場合は、業務の執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
なお、当社は「監査等委員会の職務補助並びに報告体制に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を明記する。

7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
⑴ 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
⑵ 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。

8. 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。前記に拘わらず、常勤の監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
⑵ 社内通報システムを整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
⑶ 常勤の監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査等委員会で策定した監査方針及び監査計画に基づき監査を行うとともに、会計監査人、内部監査室との定期的な会議を開催するほか、緊密な連携により、監査の有効性及び効率性を高めるものとする。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制
⑴ 当社は、財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を確実に行うため、内部統制システムを構築する。
⑵ その仕組みが適正に機能しない場合は、速やかに必要な是正を行い、牽制体制を整備･運用し、金融商品取引法及びその他の関連法令等に対する適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、「野村マイクロ･サイエンスグループ倫理規程」に反社会的行為の根絶を明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」において、社長が「組織での対応」、「外部専門機関との連携」、「民事と刑事の法的対応」等を率先して遵守することにより、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然と立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持しております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてコンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は総務部総務グループ（担当取締役、部長、担当部長各1名及び課員4名）とし、実務上のマニュアルとして「反社会的勢力に対する対応マニュアル」及び「反社会的勢力チェック手順書」を整備しております。
また、各取引先との契約においては、契約書に反社会的勢力排除条項を設け、当該条項を設ける以前に契約を締結している場合は、「反社会的勢力排除に係る覚書」を締結し、その徹底を図っております。
なお、外部組織との連携に関しては、1998年8月に神奈川県企業防衛対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりません。しかしながら、当社の企業価値並びに株主協働の利益を貴存する当社株式の大量取得を目的としたものが出現した場合の対応方針につきましては、買収防衛策の導入の是非、必要性も含め今後継続的に慎重に検討してまいります。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1．適時開示に関する基本方針

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な当社及び当社の子会社に関する情報を金融商品取引法並びに金融商品取引所が定める「有価証券上場規程」及び「有価証券上場規程施行規則」に基づき適時適切に開示することを基本方針としております。

2．適時開示に関する社内体制

⑴　会社情報の適時開示に係る社内体制

情報開示体制におきましては、取締役会決議により情報開示担当役員を設置しているほか、総務部企画広報グループを情報開示担当部署として人材の強化･育成を図り、特に、上場企業としての責務を十分に認識し、投資家重視の観点から、重要事項の開示を手続上可能な限り迅速に行うことができる体制の整備･強化を図っております。

⑵　開示担当組織の整備

当社は、会社場情報の管理･開示基準等を定めた「内部者取引管理規程」を制定し、同規程に基づき以下のとおり担当部署、情報管理責任者を定めております。

担当部署　　総務部企画広報グループ

情報管理責任者及び情報取扱責任者　取締役副社長兼最高財務責任者

⑶　適時開示手続の整備

a．決定事実に関する情報

総務部企画広報グループは取締役会、経営会議等重要会議の付議事項を予め入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば開示資料を作成し取締役会において当該決議事項と併せて開示資料についても承認を受け、取締役会終了後遅滞なく開示いたします。

b．発生事実に関する情報

当該事実が発生した場合、該当する各部は総務部企画広報グループへ報告し、同グループは適時開示の対象となる重要事実の有無、内容及び影響等を検討し、当該事実が発生事実に関する情報に該当する場合は、直ちに開示資料を作成し取締役会の承認を得て開示いたします。

c．決算に関する情報

経理部を中心に総務部企画広報グループと共同して、決算開示資料（決算短信･四半期決算短信）を作成し、取締役会の承認を得て開示いたします。

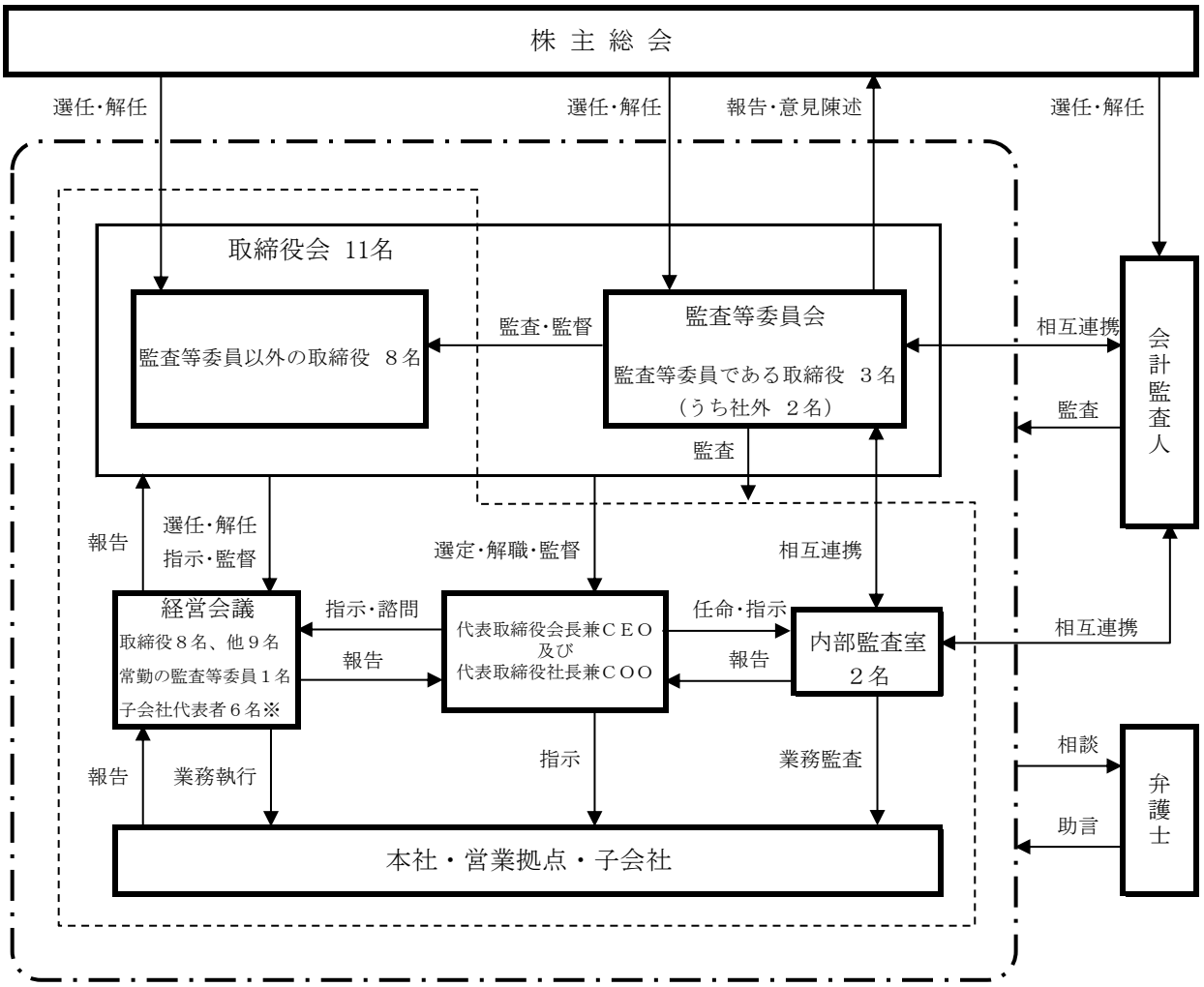
d．企業集団に係る適時開示手続き

当社は子会社6社を有しておりますが、子会社からは月次決算書等の提出を受け、総務部企画広報グループは適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会の承認を得て開示いたします。

⑷　適時開示体制のモニタリング

当社の監査等委員は、取締役会及び重要な会議への出席等により適時開示体制を対象とした監査を実施しております。

【コーポレート・ガバナンスの体制】



※　子会社代表者には、兼務者を含みます。